

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
第7条第1項に関する審査基準

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「法」という。）第7条第1項による許可等の申請については、次の各号に該当する場合は、知事は許可するものとする。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域内行為の内容が、次に掲げる状態を生じさせないこと。
 - ① 急傾斜地の崩壊を助長するものであると認められる。
 - ② 急傾斜地の崩壊を誘発するものであると認められる。
- 2 前記1に該当しない場合にあっては、別添に定める技術基準に適合した行為であること。
- 3 法第8条第1項に基づく監督処分を受けた者についてはその命令内容の履行を完了しつつ前2項のいずれかに該当する行為であること。

急傾斜地崩壊危険区域内行為技術基準

(総則)

第1 この基準は、急傾斜地崩壊危険区域内で土地の形質の変更等、により、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れのある行為を実施する場合の基準である。なお、一般的基準は、下記によるものとする。

- 1 原則として、急傾斜地崩壊危険区域内では、急傾斜地崩壊防止施設に影響のある行為はしてはならないものとする。
- 2 防止施設のない区域での行為は、崩壊による人命、人家に被害が生じないよう防止施設を施行することとする。

(土工)

第2 土工は、下記によるものとする。

- 1 切土をする場合における切土高さ及び切土した後の法面の勾配は、下表によるものとする。

地山の土質及び地質	切取高 (m)	勾配 (割)
硬 岩		0.3~0.8
軟 岩		0.5~1.2
砂		1.5~
砂 質 土	締まっているもの	5以下 0.8~1.0 5~10 1.0~1.2
	ゆるいもの	5以下 1.0~1.2 5~10 1.2~1.5
	締まっているもの又は粒度分布のよいもの	10以下 0.8~1.0 10~15 1.0~1.2
	締まつてないもの又は粒度分布のわるいもの	10以下 1.0~1.2 10~15 1.2~1.5
礫質土 岩塊 又 砂質土		10以下 0.8~1.2
岩塊 又は 砂質土、粘土		5以下 1.0~1.2
		5~10 1.2~1.5

2 法面保護は、下記によるものとする。

- (1) 切土した後の法面は、張芝等でおおうものとし、必要に応じて法枠工、張り工、吹き付け工事でおおい、法面上を直接水が流れないようにすること。
- (2) 切土した後の法面の下部及び法面の崩壊を防止するために必要な箇所は、擁壁その他の土留施設及び法面保護施設でおおわなければならない。

(排水施設)

第3 排水施設は、下記によるものとする。

- 1 排水路は、集めた水が再び土層内へ浸透しないような構造のものであるとともに、地表水を急傾斜地外に排除できるように配置しなければならないものとする。
- 2 土留施設及び法面保護施設を設置する場合において、当該施設がコンクリート造り、練積み造り及び練張り造りのものであるときは、裏面の排水をよくするため水抜穴を設けなければならないものとする。